



第 24 回 定時株主総会招集ご通知

株式会社LIFULL(証券コード:2120)

開催概要

日時：2018年12月10日(月曜日)
午前10時(受付開始午前9時)
場所：東京都千代田区麹町一丁目4番地4
8階 当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

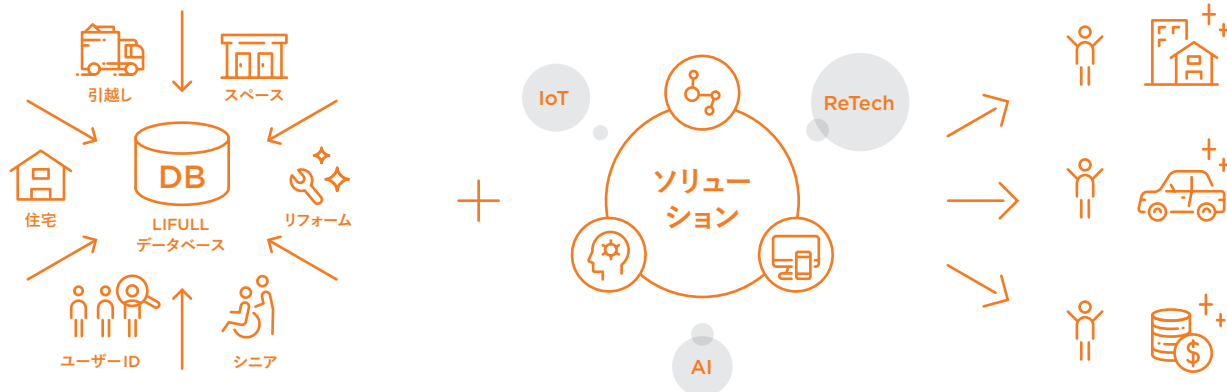
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 普通株式発行条件の
変更の件

あらゆる LIFE を、FULL に。

世界中のあらゆる「LIFE」を、安心と喜びで「FULL」にしたい。

私たちはその実現のために、

「世界のライフデータベース&ソリューション・カンパニー」を目指します。



世界のライフデータベースを構築し、一人ひとりに最適なソリューションを提供します。

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当社は社是に「利他主義」を掲げ、あらゆるステークホルダーに配慮した健全な事業活動を通じ、当社グループの企業価値向上を追求するだけでなく、持続的な社会の発展に貢献していきたいと考えております。

経営理念に掲げる『常に革進することで、より多くの人々が心からの「安心」と「喜び」を得られる社会の仕組みを創る』にある通り、事業・サービスの提供を通じた社会課題の解決を創業以来志してきました。

主力サービスである不動産・住宅情報サイト『LIFULL HOME'S』はまさに不動産情報の非対称性の解消という社会課題を解決したいという想いから生まれ、当社とともに育ててきたものです。

不動産業界を取り巻く環境として、既存住宅市場の活性化、情報の透明化、不動産従事者の業務効率化などが課題として挙げられる中、近年では、賃貸借契約時のオンラインによる重要事項説明の解禁、住宅宿泊事業法(民泊新法)の施行など、以前より当社が取り組んできた業界の変革が少しずつ形になりつつあります。



社是 利他主義

経営理念

常に革進することで、より多くの人々が心からの「安心」と「喜び」を得られる社会の仕組みを創る

一方で、人口減少を背景とした、経済の縮小や地方の空洞化、増え続ける空き家等、新たな課題や問題も顕在化してきています。当社では国土交通省・自治体と連携した『LIFULL HOME'S 空き家バンク』による空き家活用の促進や、地方創生に向けての人材活用の提案等、当社グループの持つ資産を柔軟に組み合わせた取組みを既に実施しておりますが、クラウドファンディングを活用した資金調達や、住居以外の用途開発による空き家の有効活用等も計画しており、今後も未来に向けた様々な取組み、提言を継続していきたいと考えております。

また、将来的には、現在国内で提供している情報サービスを、世界中どこからでも多言語で使えるグローバルプラットフォームに拡大し、社名にもあります通り、世界中の人々の「LIFEをFULLに」することを目指しております。今年の5月に発表した通り、現在スペインに本社のあるMitula Group Limitedの子会社化を進めており、当社海外子会社であるTrovitとの統合により当社のグローバルにおける価値提供を加速させる計画です。

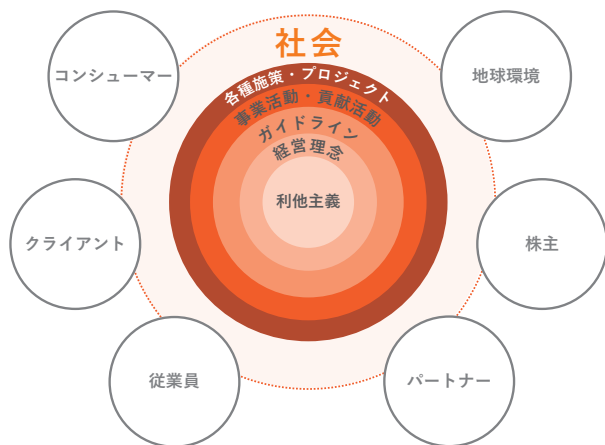
2017年度よりスタートし、2020年9月期をターゲットにした約3年間にわたる中期経営計画では、グループの力を最大限に集約し、事業規模拡大を最優先に取り組んでおり、定量目標としては「売上収益500億円台、EBITDA率20%前後」を掲げております。

今後も、ステークホルダーの皆様と対話を重ねながら、次々と生み出されるであろう先進技術を活用し、サービスやソリューションを通じて当社だからこそ可能な社会価値の創出、持続可能な社会づくりに貢献できるよう挑戦を続けてまいります。

2018年12月
代表取締役社長

井上高志

公益志本主義



(証券コード:2120)
2018年11月22日

株主各位

東京都千代田区麹町一丁目4番地4
株式会社 L I F U L L
代表取締役 井上 高志

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2018年12月7日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2018年12月7日（金曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、21頁から22頁の「議決権行使等についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

-
- 1 日 時** 2018年12月10日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
-
- 2 場 所** 東京都千代田区麹町一丁目4番地4
8階 当社会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
-
- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第24期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第24期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 普通株式発行条件の変更の件
-
- 4 議決権の行使等についてのご案内** 21頁から22頁に記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照ください。
-
- 5 招集にあたっての決定事項**
- インターネット等によって複数回議決権が行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://lifull.com/>)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、積極的な事業展開の推進により、利益の継続的な増加を目指す「将来の成長に対する投資」及び財務体質の充実・強化を図るための「内部留保」を中心に据えながら、更に株主の皆様への実質的な利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けております。

配当金については、中長期的な事業計画等を勘案して、毎期の業績に応じた弾力的な成果の配分を基本方針としております。

当期の期末配当については、親会社の所有者に帰属する当期利益の25%を配当性向の目途とし、1株当たりの配当金の計算については、配当性向25%をより正確に計算するため、小数点以下第三位を四捨五入といたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当については、当期の業績を踏まえ、上記の方針に則り、以下のとおりといたしたく存じます。


配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 6円02銭 配当総額 714,666,491円
剰余金の配当が効力を生じる日	2018年12月11日

第2号議案 取締役4名選任の件

現任の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	いの うえ たか し 井 上 高 志	代表取締役 社長執行役員 LIFULL HOME'S事業本部長 地方創 生推進部長 再任
2	やま だ たか し 山 田 貴 士	取締役 執行役員 LIFULL技術基盤本部長 AI戦略室長 再任
3	たか はし まさ と 高 橋 理 人	社外取締役 再任 社外取締役候補者
4	やま だ よし ひさ 山 田 善 久	社外取締役 再任 社外取締役候補者

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1 再任	 <p>いのうえ たかし 井上 高志 (1968年11月23日)</p>	<p>1991年4月 株式会社リクルートコスモス(現株式会社コスモスイニシア)入社 1992年4月 株式会社リクルート 転籍 1995年7月 ネクストホーム 創業 1997年3月 当社設立 代表取締役 2014年3月 一般財団法人Next Wisdom Foundation 代表理事 現任 2014年11月 Trovit Search, S.L. chairperson 現任 2016年2月 一般社団法人新経済連盟 理事 現任 2018年10月 当社代表取締役社長執行役員 兼 LIFULL HOME'S事業本部長 兼 地方創生推進部長 現任</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般財団法人Next Wisdom Foundation 代表理事 Trovit Search, S.L. chairperson</p>	32,941,000株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社の創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。同氏は、不動産業界やインターネットサービスに関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において強いリーダーシップを発揮し、当社グループの成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2 再任	 <p>やまだ たかし 山田 貴士 (1973年10月16日)</p>	<p>1992年 4月 バブ日立東ソフトウェア株式会社 入社 1996年 1月 有限会社江藤ソフトオフィス 入社 2000年 3月 当社 入社 2010年 4月 当社執行役員HOME'S事業本部副本部長 兼 プロダクト開発部長 2014年 4月 当社執行役員HOME'S事業本部長 2014年 6月 当社取締役執行役員HOME'S事業本部長 2017年 4月 当社取締役執行役員LIFULL HOME'S事業本部長 兼 LIFULL技術基盤本部長 2018年10月 当社取締役執行役員LIFULL技術基盤本部長 兼 AI戦略室長 現任</p> <p>(重要な兼職の状況) LIFULL TECH VIETNAM COMPANY LIMITED 委任代表者</p>	160,200株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2000年3月に当社へ入社以降、システムエンジニアとして自社サービスの開発に携わり、現在は重要部門であるLIFULL技術基盤本部長及びAI戦略室長を統括しております。今後も当社の持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3 再任 社外	 <p>たかはし まさと 高橋 理人 (1959年4月24日)</p>	<p>1982年 4月 株式会社リクルート 入社 2007年 9月 楽天株式会社 入社 2011年10月 同社 常務執行役員 2012年 2月 楽天仕事紹介株式会社 代表取締役社長 2013年 6月 当社 社外取締役 現任 2014年12月 楽天オークション株式会社 代表取締役社長 2018年 6月 Fringe81株式会社 社外取締役 現任 ワタベウェディング株式会社 社外取締役 現任</p>	一株
	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>長年にわたり株式会社リクルートに勤務し、不動産情報事業での豊富な経験を有するとともに、BtoCにおける実績とeコマース分野への豊富な知見を有しております。その豊富な見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4 再任 社外	 やまだ よしひさ 山田 善久 (1964年4月17日)	1987年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1999年 9月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2000年 2月 楽天株式会社 常務取締役 2004年 3月 楽天トラベル株式会社 代表取締役社長 2010年 8月 楽天株式会社 常務執行役員 ビットワレット株式会社（現楽天Edy株式会社） 代表取締役社長 2013年 3月 楽天株式会社 最高財務責任者 2014年 1月 楽天株式会社 最高財務責任者 兼 副社長執行役員 2017年 6月 当社 社外取締役 現任 2017年11月 楽天コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 現任 2018年 1月 楽天モバイルネットワーク株式会社 代表取締役社長 現任 2018年 4月 楽天株式会社 副社長執行役員 現任	一株
		社外取締役候補者とした理由 長年にわたり金融業界における勤務経験とともに楽天株式会社、そのグループ会社において、代表取締役・取締役及び執行役員を務めております。その豊富な会社経営者としての見識を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりとなります。
 取締役候補者井上高志氏は、PT. LIFULL Media Indonesiaのコミサリスを兼任しており、同社と当社は実質的な競業関係にあります。
 取締役候補者山田善久氏は、当社の株式を23,797,100株（発行済株式総数に対し20.03%）所有する楽天株式会社の副社長執行役員であり、当社は同社及びそのグループ企業との間で主に広告宣伝の依頼等の取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 取締役候補者高橋理人氏及び山田善久氏は社外取締役候補者であります。
 4. 高橋理人氏及び山田善久氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高橋理人氏が5年6カ月、山田善久氏が1年6カ月となります。
 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めており、現在当社の社外取締役である高橋理人氏及び山田善久氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 普通株式発行条件の変更の件

本議案は、2018年6月28日に臨時株主総会でご承認いただいている株式対価に係る当社普通株式発行の議案（以下「臨時株主総会承認議案」といいます。）に含まれる募集事項のうち現物出資財産の内容を一部変更することにつき、株主の皆様によるご承認をお願いするものです。

1. 募集の概要

1. 募集株式の種類	当社普通株式
2. 募集株式の数の上限	18,514,334株（なお、募集株式の数は、本件取引（以下に定義する。）を内容とするスキーム・オブ・アレンジメント（以下「本件スキーム・オブ・アレンジメント」という。）に従い当社普通株式の交付を受ける各 Mitula Group Limited（以下、「Mitula」という。）株主（以下「割当先対象会社株主」という。）が受領する当社普通株式の数の総和として当社取締役会が定める数とする。）
3. 1株当たりの払込金額の下限	1円（なお、1株当たりの払込金額は、当社取締役会が、「現物出資財産の価額」を「募集株式の数」で除した金額（但し、小数点以下を切り捨てる。）に定める。）
4. 払込金額の総額	「1株当たりの払込金額」に「募集株式の数」を乗じた金額
5. 金銭以外の財産の出資の方法	金銭以外の財産であるMitulaの普通株式（以下「対象会社株式」という。）を出資の目的とする。

6. 現物出資財産の内容

「募集株式の数」を0.084336で除し、株式対価割合（以下に定義する。）を乗じた数の対象会社株式（以下「現物出資対象会社株式」という。）を現物出資財産とする。

「株式対価割合」とは以下(a)又は(b)の算式にて計算される数値のうちいずれか大きい数をいう。

$$(a) \text{ 株式対価割合} = \frac{\text{本件割当比率調整用当社株式評価額} \times 0.084336}{0.8 \text{ 豪ドル}}$$

$$(b) \text{ 株式対価割合} = \frac{\text{本件割当比率調整用当社株式評価額} \times 0.084336}{(\text{本件割当比率調整用当社株式評価額} \times 0.084336) + (10 \text{ 百万豪ドル} \div \text{株式対価対象Mitula株式の総数})}$$

なお、上記の算式で使用される「本件割当比率調整用当社株式評価額」とは、2018年12月7日を最終日とする10取引日の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格（当該日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式のVWAPとするが、例外的に当社及びMitulaが当社普通株式の正常な価格を反映していないと合理的に合意する取引については除外して計算する。また、当社普通株式がいわゆる権利確定日より後に割当先対象会社株主に交付される場合には、いわゆる権利落ち日の前取引日までの各取引日のVWAPからその時点での予想配当金の額を減額する等の調整を行う。）を当該日のReserve Bank of Australiaが開示する日本円/豪ドルの為替レートにより豪ドル換算した金額を加重平均した金額をいう。

また、上記の算式で使用される「株式対価対象Mitula株式の総数」とは、割当先対象会社株主が保有する対象会社株式であり、本件スキーム・オブ・アレンジメントにおいて株式対価（Scrip Consideration）の対象となるものの総数をいう。

7. 現物出資財産の価額

対象会社株式のオーストラリア証券取引所における最終取引日（以下「価額決定日」という。）の終値（当該日に終値がない場合には、その直前の終値）に、現物出資対象会社株式の数を乗じた金額（豪ドル建て）を、価額決定日のオーストラリア準備銀行が開示する日本円/豪ドルの為替レートにより円換算した金額。

8. 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 募集方法	当社は、一定の条件が充足される場合、Mitulaの設立準拠法であるオーストラリア会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの手続により、対象会社株式の全部を取得する（以下「本件取引」という。）。当社は、本件スキーム・オブ・アレンジメントにおいて、割当先対象会社株主より、その保有する現物出資対象会社株式を取得するための対価として、当社の普通株式を発行する。
10. 現物出資財産の給付の期日又はその期間	本件スキーム・オブ・アレンジメントの実行日 (Implementation Date) として当社取締役会が決定する日。
11. その他	上記各項は、本件スキーム・オブ・アレンジメントについてのMitula株主集会の承認及びオーストラリア裁判所の認可の取得等を条件とする。
12. 決定の委任	上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項に必要な一切の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

2018年5月9日に「Mitula Group Limited を完全子会社化するための友好的な買収手続き開始の合意及び臨時株主総会開催の決定に関するお知らせ」（以下「5月9日付開示」といいます。）で公表しました、オーストラリア会社法（以下「豪州会社法」といいます。）に定める本件スキーム・オブ・アレンジメントによりオーストラリア証券取引所に上場している豪州会社法に従って設立されたMitula Group Limitedの発行済株式（以下「Mitula株式」といいます。）の全部を取得しMitulaを完全子会社化する取引（以下「本件買収」といいます。）に関連して、2018年11月19日、本件買収の対価の一部として当社普通株式（以下「株式対価」といいます。）を受け取ることになるMitula株主に対して一定の場合に追加的な現金対価を支払うことを可能にするために、2018年5月9日に締結された本件買収を実施するための契約であるScheme Implementation Deed（2018年10月22日に「Mitula Group Limited を完全子会社化するための友好的な買収を実施するための契約の変更に関するお知らせ」（以下「10月22日開示」といいます。）で公表した2018年10月22日付SID変更契約に基づいて変更された後のものをいい、以下「SID」といいます。）の変更契約（以下「SID第2変更契約」といいます。）を締結しました。

今回のSID第2変更契約による合意内容は、当社の株式対価評価額（以下に定義されます。）が0.80豪ドルを下回るなどの一定の条件（以下「本件変更の前提条件」といいます。その詳細については以下2.「SID第2変更契約締結の背景及びその内容」をご参照ください。）を満たす場合において、株式対価を受け取ることになるMitula株主に対して株式対価評価額と0.80豪ドルの差額を現金にて追加的に支払う（但しその総額は最大10百万豪ドルまでになります。）という内容（以下「現金トップアップ」といいます。）になりますが、当該支払いが発生する場合、Mitula株式の一部を追加的に現金対価にて取得する形となるため、臨時株主総会承認議案に含まれる募集事項のうち現物出資

財産の内容を一部変更する必要が生じます。そのため、当社は2018年11月19日開催の取締役会において、既にご承認頂いている募集事項の内容を、SID第2変更契約による合意内容を実現するために必要な当社の普通株式の発行の募集事項に変更する本議案（以下「本件変更議案」といいます。）を当社定時株主総会に付議することを決議いたしました。

臨時株主総会承認議案と同様、本件変更議案につきましても、有利発行に係る議案として特別決議によるご承認をお願いするものです。なお、当社の取締役会は、本件変更議案につきましても、当社株主の皆様のご承認を頂けるよう推奨することを決議しております。また、当社代表取締役社長の井上高志はMitulaに対し、その保有する当社株式について本件変更議案に賛成票を投じる意向があることを表明しております。

また、当社定時株主総会の開催日の時点で本件変更の前提条件が満たされていない場合には、本件変更議案の付議は撤回され、本件買収が実行される場合には、既に臨時株主総会にてご承認頂いている募集事項の内容に従い、本件買収の株式対価である当社普通株式の発行を行う予定です。また、本件変更議案が当社定時株主総会で否決された場合においても、臨時株主総会承認議案は変更されず、本件買収が実行される場合には、既に臨時株主総会にてご承認頂いている募集事項の内容に従い、本件買収の株式対価である当社普通株式の発行を行う予定です。

2.SID第2変更契約締結の背景及びその内容

原SIDに基づく株式対価に係る当社普通株式の募集事項については2018年6月28日の臨時株主総会によりご承認をいただき、その決定について当社取締役会に委任いただいておりますが、Mitulaより、その後の当社の株価の変動を考慮して、Mitula株主の集会で本件スキーム・オブ・アレンジメントの承認がより円滑になされるよう、株式対価を受け取ることになるMitula株主に対して将来的に当社株価の下落が生じた際には一定の追加的な現金対価の支払いを行って欲しい旨の強い要請を受けました。当社は以下の内容を中心に考慮した上、総合的な判断を行い、今回、株式対価について一定の場合に現金を追加的に支払うSID第2変更契約を締結いたしました。

- ・当社の海外戦略を踏まえると、本件買収の達成に必要なMitula株主の集会における承認がより円滑になされ、本件買収が迅速に完了することで、Mitulaと当社の子会社であるTrovit Search S.L.の融合によるシナジーの早期具現化にいち早く踏み出すことが重要であること。
- ・SID第2変更契約の内容は、一定の場合に限り最大10百万豪ドルの範囲で株式対価について現金を追加的に支払うものであり、更なる当社株式の希薄化を生じさせるものではないこと。
- ・SID第2変更契約の内容は、現金対価のMitula株式1株当たり0.80豪ドル及び株式対価の基準価格である0.85豪ドルに変更を加えるものでないこと。

SID第2変更契約において合意された現金トッパップの内容及び本件変更の前提条件は大要以下の通りです。

- ・割当比率調整用当社株式評価額（連続する10取引日の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格（当該日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式のVWAPとしますが、例外的に当社及びMitulaが当社普通株式の正常な価格を反映していないと合理的に合意する取引については除外して計算します。また、当社普通株式がいわゆる権利確定日より後にMitula株主に交付される場合には、いわゆる権利落ち日の前取引日までの各取引日のVWAPからその時点での予想配当金の額を減額する等の調整を行います。）を当該日のReserve Bank of Australiaが開示する日本円/豪ドルの為替レートにより豪ドル換算した金額を加重平均した金額をいいます。）を算出する期間を、最終Mitula株主確定日（以下に定義します。）を最終日とする10取引日から、2018年12月7日を最終日とする10取引日に変更する。

- ・上記期間をベースに算出される割当比率調整用当社株式評価額（以下「本件割当比率調整用当社株式評価額」といいます。）に0.084336（原SIDにおいて合意された割当比率の上限であり、以下「本件割当比率」といいます。）を乗じた金額（以下「株式対価評価額」といいます。）が0.80豪ドルに満たない場合、株式対価対象Mitula株式（以下に定義します。）1株につき、その差額（小数点第4位を切り下げ）を現金にて追加的に株式対価受領Mitula株主（以下に定義します。）に対して支払う。但し、その支払総額が10百万豪ドルを超える場合には、株式対価対象Mitula株式1株につき、10百万豪ドルを株式対価対象Mitula株式の総数で除して計算される金額（小数点第4位を切り下げ）が株式対価受領Mitula株主に対して支払われる。
- ・上記変更は①株式対価評価額が0.80豪ドル未満になること及び②SID第2変更契約において合意された内容どおりの現金トップアップの実施が本件スキーム・オブ・アレンジメントのスケジュールの遅延なくオーストラリア証券投資委員会（ASIC）を含む政府機関又は裁判所から承認されていることを条件とするものであり、これらの条件が満たされない場合には上記変更は行われない。また、上記変更は当社定時株主総会における本件変更議案の承認を条件とするものであり、本件変更議案が否決された場合にも上記変更は行われない。
- ・上記変更が行われない場合、現金トップアップは適用されず、また、割当比率調整用当社株式評価額を算出する期間についても、最終Mitula株主確定日を最終日とする10取引日のまま維持する。

本件買収の背景及び意義は、5月9日付開示をご参照ください。

3. 変更後の買収手法及び対価

(1) 本件買収の手法

今回のSID第2変更契約の締結によっても、本件買収の手法について特段の変更はありません。

本件買収は、Mitula株式の全部を取得するため、豪州会社法に定めるスキーム・オブ・アレンジメントによりMitulaを完全子会社化する取引です。本件買収で用いられるスキーム・オブ・アレンジメントとは、会社の資本構成等を株主等の当事者との個別の合意ではなく、株主集会の承認及び裁判所の認可手続により一律に変更する手続であり、本件買収においては、Mitula株主の集会の承認及び豪州裁判所の認可によりMitula株式100%の取得が可能となります。このスキーム・オブ・アレンジメントのMitula株主の集会の承認は、①Mitula株主の集会に自ら又は代理若しくは代表により出席・投票したMitula株主の過半数による承認、及び②Mitula株主によりMitula株主の集会におけるスキーム・オブ・アレンジメントの議案に投票された総数の75%以上による承認が要件となります。

(2) 本件買収の対価

今回のSID第2変更契約の締結によっても、本件買収の対価として当社普通株式及び現金を使用することに変更はありません。

5月9日付開示及び10月22日開示でお知らせしておりますとおり、原則として、2018年10月24日の午後7時（オーストラリア ビクトリア州 メルボルン時間）（以下「現金対価基準日」といいます。）時点の株主名簿に記載される各Mitula株主であり、かつ、スキーム・オブ・アレンジメントの対価を受領する権利が付与されるMitula株主が確定する日（Record Date）（以下「最終Mitula株主確定日」といいます。）の最終株主名簿に記載される各Mitula株主（以下「最終Mitula株主」といいます。）に対しては、その保有するMitula株式のうち20,000株又は現金対価基

準日において保有していた株式数のいずれか少ない株数（以下「現金対価適格株数」といいます。）までは全てについて現金対価を交付し、現金対価適格株数を超える部分の株式には全てについて株式対価を交付します。但し、最終Mitula株主は、所定の期間内に所定の手続（以下「株式対価選択手続」といいます。）を行うことで、自己の保有するMitula株式全てについて、株式対価を受領することを選択できます。

各最終Mitula株主についてMitula株式20,000株を上限に原則として現金対価としたのは、少数のMitula株式しか保有していない最終Mitula株主においては、本件買収後に当社普通株式への継続投資を希望せず、付与された当社普通株式について即時に現金化することを求める者も相当数発生すると見込まれるところ、そのような者に対して日本の株式等振替制度に従った証券口座を開設することなく本件買収の対価を直接現金にて受領できるよう、原SID締結時のMitulaの株式分布状況等を考慮して設定したものであります。また、現金対価基準日については、スキーム・ブックレットのドラフト審査におけるオーストラリア証券投資委員会（ASIC）との議論に従って追加的に設定したものであります。本件スキーム・オブ・アレンジメントが実行される場合、現金対価については、Mitula株式1株当たり0.80豪ドルを交付します。

他方、本件スキーム・オブ・アレンジメントが実行される場合、(A)所定の期間内に株式対価選択手続を行なった各最終Mitula株主に対しては、各最終Mitula株主が最終Mitula株主確定日時点で保有するMitula株式数に本件割当比率を乗じた数（1株未満は切り捨てます。）の当社普通株式を交付し、(B)所定の期間内に株式対価選択手続を行わなかった最終Mitula株主のうち現金対価適格株数を超えるMitula株式を最終Mitula株主確定日時点で保有する各最終Mitula株主に対しては、各最終Mitula株主が最終Mitula株主確定日時点で保有するMitula株式から現金対価適格株数を差し引いたMitula株式数に本件割当比率を乗じた数（1株未満は切り捨てます。）の当社普通株式を交付します（以下、(A)又は(B)により当社普通株式を受領する最終Mitula株主を総称して「株式対価受領Mitula株主」といい、各株式対価受領Mitula株主が保有する株式対価の対象となるMitula株式を「株式対価対象Mitula株式」といいます。）。なお、上記(A)又は(B)の計算において切り捨てられる1株未満の端数については、端数に代わる何らの対価も交付されません。

但し、本件変更の前提条件が充足された場合、前記2.「SID第2変更契約締結の背景及びその内容」において記載の通り、株式対価受領Mitula株主に対して、上記により計算される数の当社普通株式に加えて、さらに現金対価として株式対価対象Mitula株式1株当たり0.80豪ドルと株式対価評価額の差分（小数点第4位を切り下げます。）に相当する金額が現金トップアップとして交付されることとなります。もっとも、当該計算により各株式対価受領Mitula株主に交付される現金トップアップの総額が10百万豪ドルを超える場合、現金トップアップとして各株式対価受領Mitula株主に対して交付される金額は、株式対価対象Mitula株式1株当たり10百万豪ドルを株式対価対象Mitula株式の総数で除した金額（小数点第4位を切り下げます。）になります。

(3) 現物出資財産

当社は株式対価を交付するため、本件買収について上記のMitula株主の集会の承認及び豪州裁判所の認可が取得されること等を条件に、18,514,334株を上限として当社の普通株式を発行すること及びその発行株式数は上記に従い各株式対価受領Mitula株主が受領する当社普通株式の数の総和とすることについて、2018年6月28日の臨時株主総会にてご承認を頂いております。

但し、本件変更の前提条件が充足され現金トップアップが適用される場合、Mitula株式の一部を追加的に現金対価にて取得する形となり、現物出資財産となるMitula株式の数がその分減少しますので、2018年6月28日の臨時株主総会でご承認頂いた募集事項の現物出資財産の内容が変更されることとなります。具体的には、当社普通株式の発行の際に給付される現物出資財産は、発行株式数を本件割当比率で除した数に、株式対価割合（以下に定義されます。）を乗じた数のMitula株式となります。

「株式対価割合」とは以下(a)又は(b)の算式にて計算される数値のうちいずれか大きい数をいいます。

$$(a) \text{ 株式対価割合} = \frac{\text{本件割当比率調整用当社株式評価額} \times 0.084336}{0.8 \text{ 豪ドル}}$$

$$(b) \text{ 株式対価割合} = \frac{\text{本件割当比率調整用当社株式評価額} \times 0.084336}{(\text{本件割当比率調整用当社株式評価額} \times 0.084336) + (10 \text{ 百万豪ドル} \div \text{株式対価対象Mitula株式の総数})}$$

(4) 本件割当比率

本件変更の前提条件が充足された場合、当社が株式対価として発行する普通株式の数の決定においては、本件割当比率として0.084336を使用します。但し、現金トップアップが適用される場合、現物出資財産となるMitula株式の数が上記の通り株式対価割合に応じて減少しますので、実質的には現物出資財産となるMitula株式1株に対し、0.084336を株式対価割合で除した数の当社普通株式が割り当てられることとなります。

4. 定時株主総会への付議議案が撤回、否決又は承認された場合の処理について

SID第2変更契約による合意内容は、本件変更の前提条件が充足された場合のみ適用されます。

そのため、当社定時株主総会の開催日の時点で①株式対価評価額が0.80豪ドル以上である場合又は②SID第2変更契約において合意された内容どおりの現金トップアップの実施が本件スキーム・オブ・アレンジメントのスケジュールの遅延なくオーストラリア証券投資委員会（ASIC）を含む政府機関又は裁判所から承認されなかった場合には、本件変更議案の付議は撤回され、本件買収が実行される場合には、臨時株主総会承認議案に従い、本件買収の株式対価である当社普通株式の発行を行う予定です。

また、本件変更議案が否決された場合にも、臨時株主総会承認議案は変更されず、本件買収が実行される場合には、臨時株主総会承認議案に従い本件買収の株式対価である当社普通株式の発行を行う予定です。

他方、本件変更議案の付議が撤回されず、かつ、本件変更議案が当社定時株主総会で承認された場合には、臨時株主総会承認議案は本件変更議案の内容に修正され、本件買収が実行される場合には、本件変更議案の内容に従い本件買収の株式対価である当社普通株式の発行を行う予定です。

5. 本件買収の対価の算定根拠等

また、当社は、SID第2変更契約に従い本件買収が実行され現金トッパーアップが適用される場合（以下「今回変更」といいます。）においても本件買収の対価及び本件割当比率が妥当であるかに関して以下記載の検証（以下「本検証手続」といいます。）を実施いたしました。

(1) 本検証手続の方法

具体的には、当社は、本検証手続に際し、当社及びMitulaから独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）に対して、今回変更を前提として本件買収の対価及び株式割当比率の再算定を依頼しました。また、当社は、今回変更を前提として本件買収の対価及び株式割当比率の公正性・妥当性を確保するため、KPMGから2018年11月9日付で算定結果の提出を受けております。

なお、当社は、第三者機関から、公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）の取得はしておりません。

(2) 算定の内容

KPMGは、Mitulaについては、Mitulaがオーストラリア証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、株式市価法を、またMitulaと比較可能な類似上場会社が複数存在しており、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。各採用手法によるMitulaの1株当たりの株式価値算定結果は、以下のとおりです。

(単位：豪ドル)

採用手法	Mitula株式1株当たり株式価値
株式市価法（基準日①）	0.43～0.50
株式市価法（基準日②）	0.64～0.70
類似会社比較法	0.86～1.38
DCF法	0.77～0.95

株式市価法においては、2018年5月8日（以下「基準日①」といいます。）及び2018年11月9日（以下「基準日②」といいます。）を算定基準日として、Mitulaの普通株式のオーストラリア証券取引所における各基準日の終値、各基準日から遡る1ヵ月間の終値の単純平均値、各基準日から遡る3ヵ月間の終値の単純平均値、及び各基準日から遡る6ヵ月間の終値の単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果をもとに、Mitulaの1株当たりの株式価値を、基準日①については0.43豪ドル～0.50豪ドル、基準日②については0.64豪ドル～0.70豪ドルとして算定しております。

類似会社比較法では、Mitulaと比較可能な類似上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、Mitulaの1株当たりの株式価値を0.86豪ドル～1.38豪ドルとして算定しております。

DCF法においては、当社を通じて提供したMitulaに関する事業計画に基づき、Mitulaが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてMitulaの株式価値を評価しております。継続価値の算定にあたっては永続成長率法を採用しております。この結果を基にMitulaの1株当たりの株式価値を0.77豪ドル～0.95豪ドルとして算定しております。KPMGがDCF法の算定の前提としたMitulaの事業計画には、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれておりますが、これは主にMitulaの事業展開の拡大、広告主とのリレーションを強固なものとするることによる広告収入の増大、及びMitulaの有するサイトの改善による手数料収入の増大を反映したことによるものです。この点、KPMGは当社を通じてヒアリングを行っております。また、当該事業計画は、本件買収の実施を前提としておりません。

KPMGは、当社については、当社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、時価総額がMitulaの時価総額規模と比較して非常に大きく、取引市場での流動性も高いことから、本件買収の対価となる当社の株式価値を評価する場合、株式市価法により十分に適正な結果が得られると判断したため、株式市価法を採用して算定を行いました。

株式市価法においては、2018年11月9日を基準日として、当社の普通株式の東京証券取引所第一部における基準日の終値、基準日から遡る1ヵ月間の終値の単純平均値、基準日から遡る3ヵ月間の終値の単純平均値、及び基準日から遡る6ヵ月間の終値の単純平均値を用いて評価を行っております。各採用手法による算定結果を踏まえた、当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式割当比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式割当比率の算定結果
株式市価法（基準日①）	0.036868～0.045488
株式市価法（基準日②）	0.067976～0.088556
類似会社比較法	0.091379～0.174112
DCF法	0.082004～0.119811

KPMGは、上記算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、上記算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。KPMGの割当比率の算定は、2018年11月9日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。また、KPMGが提出した算定結果は、本件買収における価格又は割当比率の公正性について意見を表明するものではありません。

当社は、KPMGより、本件買収における両社の株式価値に関する評価手法、前提条件及び算定経緯などについて説明を受けることを通じて、KPMGによる上記算定結果の合理性を確認しております。

(3) 本検証手続の結果

当社は、KPMGから提出を受けた算定結果と、当社及びMitulaの財務状況、業績動向、株価動向、今回変更の目的、内容、条件、効果及びMitulaとの協議内容等のその他の要因を総合的に勘案し慎重に協議・検討を行いました。その結果、上記(2)「算定の内容」に記載のとおり、①現金対価のMitula株式1株当たり0.80豪ドル、②株式対価の基準価格である0.85豪ドル及び、本件割当比率については引き続き妥当な水準であると判断しております。また、今回変更は、株式対価評価額が0.80豪ドルを下回る場合に、その差分を現金で補填する仕組みであることから、当該補填が実施された場合においても本件買収の対価の価値は0.80豪ドルを超過することはないものと判断しております。また、Mitulaとの間で今回変更を合意することが、本件買収の円滑な実現及び本件買収によって期待されるシナジーの早期発現に資するものであり、株主の皆様の利益につながるものと判断いたしました。

これらの検討結果を踏まえ、当社は、2018年11月19日付の当社の取締役会の決議により、Mitulaとの間で今回変更に関して合意いたしました。

(4) 公正性を担保するための措置

当社は、当社及びMitulaから独立した第三者算定機関であるKPMGにMitula株式価値及び割当比率の再分析を依頼することとし、その分析結果の提出を受けました。なお、上記のとおり、本件買収の対価となる当社普通株式は、金銭以外の財産を対価として発行されることから、会社法第207条第9項第4号の規定に従い弁護士兼公認会計士である山本直道氏より「会社法第199条第1項第3号の価額が相当であること」について証明書を取得する予定であり、検査役の調査は行われません。

当社は第三者機関から、公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）の取得はしていません。

(5) 利益相反を回避するための措置

該当事項はありません。

以上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2018年12月10日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都千代田区麹町一丁目4番地4
8階 当社会議室

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2018年12月7日（金曜日）午後5時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2018年12月7日（金曜日）午後5時まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2018年12月7日（金曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く 通話料無料)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事業報告 (2017年10月1日から2018年9月30日まで)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及び成果

全般的概況

当期における当社グループを取り巻く環境は、日本全体としては企業の好収益を背景に、雇用・所得環境は改善傾向が持続し、個人消費も回復基調にあります。

主要顧客である不動産・建築業界においては、金融緩和政策が一段と長期化し住宅ローンの低金利が継続しているものの、東京オリンピック・パラリンピック関連工事のための人材不足による人件費上昇や主要建設資材価格の高止まりにより、首都圏の新築マンションの販売価格は依然として高い水準を維持しております。新築マンションの発売戸数、着工件数が減少傾向にある中、中古マンションの2017年10月から2018年9月までの成約価格は4.5%（前年同一期間比）上昇し、新規登録件数は6.2%上昇しております（公益財団法人東日本不動産流通機構調査より）。今後はさらに中古物件への注目度が高まっていくものと考えられます。

一方、日本の広告市場（2017年）において、「新聞広告」「雑誌広告」「ラジオ広告」「テレビメディア広告」を合計した広告規模は、前年比2.3%減となったものの、不動産・住宅設備領域は同8.9%増となりました。また当社グループが主としてサービスを行っているインターネット広告市場は15.2%増と4年連続で二桁成長を続けており、1.5兆円まで成長しております。（株式会社電通の「2017年 日本の広告費」より）

このような事業環境の下、前期に引き続き当期においても「HOME'S関連事業の強化」、「海外事業の成長」、「新規事業の開発と収益化」に重点的に取り組んでまいりました。

当社グループの主力事業である「HOME'S関連事業」においては、LIFULL HOME'Sのブランド認知度を向上させるべく、積極的なプロモーション活動、キャンペーンの実施、WEB集客の最適化等に取り組んでまいりました。また組織の最適化も実施し、経営リソースの集中による競争力の強化にも取り組んでおります。

「海外事業」においては、主要子会社のTrovit Search,S.L.(以下、Trovit社)の事業成長に向け、集客力の強化に取り組むだけでなく、グローバルにおける競争力の拡大のため、Trovit社と同業でオーストラリア証券取引所に上場しているMitula Group Limited(以下、Mitula社)の子会社化に向けた手続きを進めております。

その結果、当期における連結業績は、売上収益34,564,915千円、EBITDA 5,382,651千円、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,859,671千円となりました。

なお当社ではIFRSを任意適用しており、海外子会社の影響度の高まりや、海外同業他社との収益の比較、及びキャッシュ創出力を測る指標としてEBITDA(償却前営業利益)を重要な指標としております。

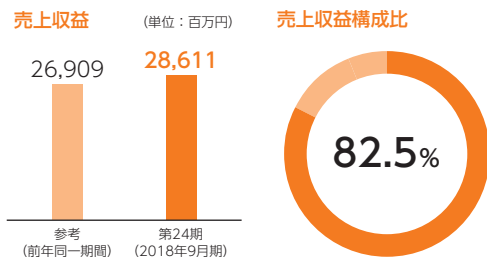
※決算期の変更に伴い前期（6ヵ月間）との比較は行っておりません。

	参考 (前年同一期間)	第24期 (2018年9月期)
	金額 (千円)	金額 (千円)
売上収益	32,111,790	34,564,915
EBITDA	3,906,706	5,382,651
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,577,638	2,859,671

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりです。

(1) HOME'S関連事業

売上収益28,611百万円 (注1)



主力事業である「HOME'S関連事業」では、ユーザーと不動産事業者双方に寄り添うサービスを提供することで、「LIFULL HOME'Sがなくてはならない世界」を目指しております。

当期においては、前期に引き続き「情報の網羅・可視化」、「一顧客あたりの平均売上 (ARPA) (注2)」の向上、「顧客数」の拡大と強固な顧客基盤の構築等に取り組んでまいりました。

また、LIFULL HOME'Sのブランド認知度向上を目指した広告宣伝投下等の投資の強化を継続したほか、賃貸領域における不動産事業者向け業務支援サービスの開発や拡販の強化、不動産投資分野で海外の大手不動産仲介会社との業務提携等、不動産流通市場の活性化に向けた取り組みも強化してまいりました。

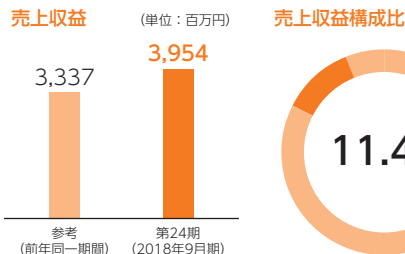
当事業の売上収益は28,611,453千円、セグメント利益は3,864,941千円となりました。

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しておりません。

2. ARPAはAverage Revenue Per Agentの略です。

(2) 海外事業

売上収益3,954百万円 (注)



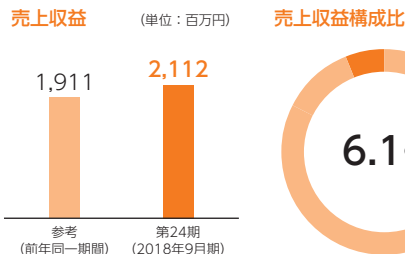
海外事業は、主にTrovit社が運営する不動産・住宅、中古車、転職・求人情報のアプリケーションサイトにより構成されています。Trovit社では、更なる成長に向けて、SEOの強化や営業力の強化に取り組んでまいりました。またTrovit社のグローバルにおける競争力を拡大させるべく、同業のMitula社の子会社化に向けた手続きを進めております。一方で日本からオペレーションを行っていた「LIFULL Australia」（オーストラリアにおける不動産情報のポータルサイト）や、「LIFULL Immofinder」（ドイツにおける不動産情報のポータルサイト）は経営資源の集中のため、サービスを終了いたしました。

当事業の売上収益は3,954,280千円、セグメント利益は490,116千円となりました。

(注) セグメント間取引については相殺消去しておりません。

(3) その他事業

売上収益2,112百万円 (注)



その他事業は、老人ホーム・介護施設の検索サイト「LIFULL 介護」、保険ショップ検索・予約サイト「LIFULL 保険相談」、保険代理店事業、引越し見積り・予約サイト「LIFULL 引越し」、レンタル収納スペース情報検索サイト「LIFULL トランクルーム」、インテリアECサイト「LIFULL インテリア」等により構成されております。

当事業の売上収益は2,112,517千円、セグメント利益は△186,330千円となりました。

(注) セグメント間取引については相殺消去しておりません。

2. 設備投資の状況

当期において実施した企業集団の設備投資の総額は、602,000千円であります。その主な内容は、サービス機能等のソフトウェアの取得、サテライトオフィス設置に伴う各種設備、内部造作の設置、什器備品の購入等でありませ

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

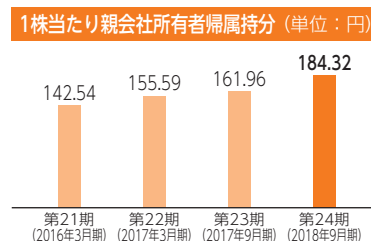
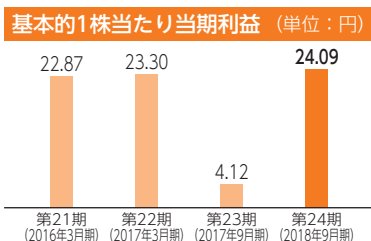
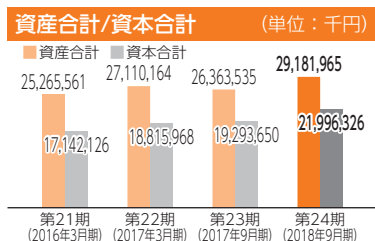
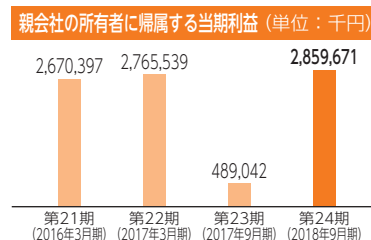
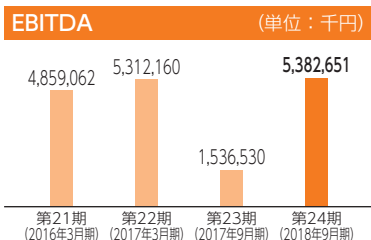
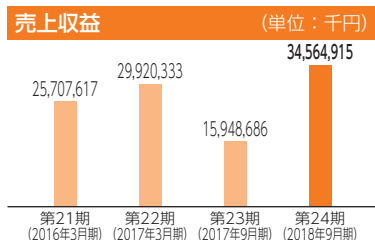
6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

8. 財産及び損益の推移



		第21期 (2016年3月期)	第22期 (2017年3月期)	第23期 (2017年9月期)	第24期 (当連結会計年度) (2018年9月期)
		IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上収益	(千円)	25,707,617	29,920,333	15,948,686	34,564,915
EBITDA	(千円)	4,859,062	5,312,160	1,536,530	5,382,651
親会社の所有者に帰属する当期利益	(千円)	2,670,397	2,765,539	489,042	2,859,671
基本的1株当たり当期利益	(円)	22.87	23.30	4.12	24.09
資産合計	(千円)	25,265,561	27,110,164	26,363,535	29,181,965
資本合計	(千円)	17,142,126	18,815,968	19,293,650	21,996,326
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	142.54	155.59	161.96	184.32

(注) 当社グループは、第21期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Trovit Search, S.L.	3,000 ユーロ	100.0%	アグリゲーションサイト「Trovit」の運営
株式会社LIFULL Marketing Partners	32,500 千円	100.0%	インターネット・マーケティング事業
株式会社LIFULL senior	57,479 千円	93.0%	老人ホーム・高齢者住宅検索サイト「LIFULL 介護」の運営
株式会社LIFULL FinTech	33,599 千円	97.3%	保険ショップ検索・予約サイト「LIFULL 保険相談」の運営

(3) その他

楽天株式会社は、当社の議決権を20.05%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

10. 対処すべき課題

当社グループは、中期経営戦略の実行に際し、以下のような課題に取り組んでまいります。

(1) HOME'S関連事業の成長

不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」の「ユーザー数の増加」、「メディア価値の向上」、「顧客基盤の強化」に加え、不動産事業者向けの業務支援サービスにおける「開発力強化」、「営業体制の強化」に取り組み、ユーザーとクライアント双方に対する提供価値を増加させることで業績の拡大に努めてまいります。

(2) 不動産市場の活性化・拡大

不動産情報・価格情報・物件性能評価・不動産事業者評価等を可視化することで、不動産市場の活性化に取り組むことに加え、民泊をはじめとする空き家の利活用を推進、クラウドファンディングを活用した投資のプラットフォームを作る等、不動産市場を拡大させる仕組みの創出に努めてまいります。

(3) 海外事業の成長

SEO及び営業の強化を図りながら、既存事業の成長及び新市場の開拓に取り組むだけでなく、M&Aや事業提携等、グローバルにおける競争力の強化をさらに加速させる取り組みにも推進してまいります。

(4) M&A、事業提携の推進

既存事業の拡充、関連技術の獲得及び新規事業への進出のため、M&Aや事業提携を推進してまいります。

(5) 人材採用・育成、組織力の強化

持続的な成長のために、新卒及び中途社員の採用をすすめ、社内外の教育研修プログラムによる専門スキルの向上や会社の価値観の共有等を通じて、拡張期にある当社グループの人的資産及び組織力の強化に努めてまいります。

11. 主要な事業内容 (2018年9月30日現在)

当社グループは、当期末現在、当社、連結子会社14社（国内11社、海外3社）により構成されており、HOME'S関連事業、海外事業及びその他事業の3つのセグメントにて事業展開を行っております。当区分はセグメント情報の区分と一致しております。

【HOME'S関連事業】

当事業は、不動産・住宅情報サイト『LIFULL HOME'S』を中心に、インターネット・マーケティングサービス、賃貸事業者向けCRMサービス、不動産デベロッパー向け業務支援サービス等、住替えに関わるあらゆるユーザーや不動産事業者双方に寄り添う様々なサービスにより構成されております。

【海外事業】

当事業は、海外の不動産・求人・中古車のアグリゲーション事業等により構成されております。

【その他事業】

当事業は、老人ホーム・介護施設の検索サイト「LIFULL 介護」、保険ショップ検索・予約サイト「LIFULL 保険相談」、損害保険代理店事業、引越し見積り・予約サイト「LIFULL 引越し」、レンタル収納スペース情報検索サイト「LIFULL トランクルーム」、インテリアECサイト「LIFULL インテリア」等により構成されております。

12. 主要な営業所 (2018年9月30日現在)

(1) 当社

本 社	東京都千代田区
札幌支店	北海道札幌市中央区
大阪支店	大阪府大阪市北区
名古屋支店	愛知県名古屋市西区
福岡支店	福岡県福岡市博多区

(2) 子会社

Trovit Search, S.L.	スペイン
株式会社LIFULL Marketing Partners	東京都千代田区
株式会社LIFULL senior	東京都千代田区
株式会社LIFULL FinTech	東京都千代田区

13. 従業員の状況 (2018年9月30日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,064名	63名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を含みません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
685名	95名増	34.0歳	5.3年

- (注) 1. 上記のほか、臨時雇用者の年間の平均人員数は、154名であります。
2. 当社から社外への出向者（65名）を除いております。
3. 従業員数の増加は、主として2017年10月1日付で、当社の連結子会社であった株式会社レンターズを吸収合併したことによる増加によるものであります。

14. 主要な借入先の状況 (2018年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (2018年9月30日現在)

1. 発行可能株式総数 350,452,800株
2. 発行済株式の総数 118,789,100株
(自己株式73,736株を含む)
3. 株主数 9,739名
4. 大株主

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
井上 高志	32,941,000	27.75
楽天株式会社	23,797,100	20.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	12,160,400	10.24
THE BANK OF NEW YORK 133524	3,831,000	3.23
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	3,448,100	2.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,359,400	2.83
五味 大輔	2,700,000	2.27
S A J A P	2,477,800	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,293,800	1.09
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,246,800	1.05

(注) 持株比率は自己株式 (73,736株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2018年9月30日現在)

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	井上 高志	AI戦略室長 (重要な兼職の状況) PT.LIFULL Media Indonesiaコミサリス、株式会社フライミー社外取締役、一般財団法人Next Wisdom Foundation代表理事、Trovit Search, S.L.chairperson、一般社団法人21世紀学び研究所理事、一般社団法人新経済連盟理事、特定非営利活動法人Life Skill For Students理事、一般社団法人パッションリーダーズ理事、一般財団法人エンデバー・ジャパンファウンディングボードメンバー、RAKUTEN LIFULL STAY PTE. LTD.Director、一般社団法人LivingAnywhere理事、一般財団法人LIFULL財団評議員、株式会社 LIFULL インテリア取締役
取締役 執行役員	山田 貴士	LIFULL HOME'S事業本部長、LIFULL技術基盤本部長 (重要な兼職の状況) 株式会社LIFULL Marketing Partners代表取締役、LIFULL TECH VIETNAM COMPANY LIMITED委任代表者
取締役 執行役員	久松 洋祐	LIFULL HOME'S事業本部 コンテンツ戦略部長 (重要な兼職の状況) 株式会社LIFULL Marketing Partners取締役、株式会社LIFULLインテリア取締役、KAMARQ HOLDINGS PTE. LTD.Director、株式会社SUI Products取締役
取締役	高橋 理人	社外取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社EPARK社外取締役、ワタベウェディング株式会社社外取締役、Fringe81株式会社社外取締役
取締役	森川 亮	社外取締役、独立役員 (重要な兼職の状況) C Channel株式会社代表取締役社長
取締役	山田 善久	社外取締役 (重要な兼職の状況) 楽天株式会社副社長執行役員、楽天モバイルネットワーク株式会社代表取締役社長、楽天コミュニケーションズ株式会社代表取締役
常勤監査役	穴戸 潔	社外監査役、独立役員

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監 査 役	松 嶋 英 機	社外監査役 (重要な兼職の状況) 西村あさひ法律事務所パートナー、株式会社ビジネスプランニング・フォーラム社外取締役、株式会社レーサム社外監査役、熊本電気鉄道株式会社社外監査役、株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役
監 査 役	花 井 健	社外監査役、独立役員 (重要な兼職の状況) 株式会社アシックス社外取締役、株式会社丸運社外取締役、日本精線株式会社社外取締役、タツタ電線株式会社社外取締役
監 査 役	中 森 真 紀 子	社外監査役、独立役員 (重要な兼職の状況) 中森公認会計士事務所所長、株式会社アイスタイル社外監査役、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役、株式会社チームスピリット社外監査役、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社社外取締役

(注) 監査役 中森真紀子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	
取締役 (うち社外役員)	6名 (3名)	88,210千円	(12,000千円)
監査役 (うち社外役員)	4名 (4名)	33,000千円	(33,000千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (7名)	121,210千円	(45,000千円)

(注) 1. 取締役の報酬額は、2000年7月15日開催の臨時株主総会において、年額240,000千円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬額は、2010年6月23日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

3. 当事業年度末現在の取締役は6名 (うち社外取締役は3名)、監査役は4名 (うち社外監査役は4名) であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分・氏名	兼職先	兼職内容	当該法人等との関係
社外取締役 高橋理人	株式会社EPARK	社外取締役	各社と当社との間には特別の関係はありません。
	ワタベウェディング株式会社	社外取締役	
	Fringe81株式会社	社外取締役	
社外取締役 森川亮	C Channel株式会社	代表取締役社長	同社と当社との間には特別の関係はありません。
社外取締役 山田善久	楽天株式会社	副社長執行役員	楽天株式会社は、当社の株式を23,797,100株所有しており、当社と同社及びそのグループ企業との間で主に広告宣伝の依頼等の取引関係があります。
	楽天モバイルネットワーク株式会社	代表取締役社長	同社と当社との間には特別の関係はありません。
	楽天コミュニケーションズ株式会社	代表取締役	同社と当社とは、システム利用等の取引関係があります。
社外監査役 松嶋英機	西村あさひ法律事務所	パートナー	同事務所と当社とは、同事務所のパートナー弁護士による役務提供等の取引関係があります。
	株式会社地域経済活性化支援機構	社外取締役	各社と当社との間には特別の関係はありません。
	株式会社ビジネスプランニング・フォーラム	社外取締役	
	株式会社レーサム	社外監査役	
	熊本電気鉄道株式会社	社外監査役	
株式会社アシックス	社外取締役		
社外監査役 花井健	株式会社丸運	社外取締役	各社と当社との間には特別の関係はありません。
	日本精線株式会社	社外取締役	
	タツタ電線株式会社	社外取締役	
	中森公認会計士事務所	所長	
社外監査役 中森真紀子	株式会社アイスタイル	社外監査役	同事務所及び各社と当社との間には特別の関係はありません。
	M&Aキャピタルパートナーズ株式会社	社外監査役	
	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	社外取締役	同社と当社とは、システム保守等の取引関係があります。
	株式会社チームスピリット	社外監査役	同社と当社とは、システム利用等の取引関係があります。

(2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	活動状況
社 外 取 締 役 人 高 橋	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。不動産情報事業での豊富な経験、BtoCにおける実績とeコマース分野への豊富な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社 外 取 締 役 員 森 川	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に出席いたしました。企業経営における豊富な経験とコミュニケーションサービスにおける幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社 外 取 締 役 員 山 田	当事業年度に開催された取締役会19回のうち14回に出席いたしました。企業経営及び金融機関における豊富な知見・経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
常 勤 社 外 監 査 役 員 穴 戸	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また監査役会17回の全てに出席いたしました。企業経営及び海外事情に関する豊富な知見・経験に基づき、適宜質問し意見を述べております。
社 外 監 査 役 員 松 嶋	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席し、また監査役会17回のうち15回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から適宜質問し意見を述べております。
社 外 監 査 役 員 花 井	当事業年度に開催された取締役会19回のうち15回に出席し、また監査役会17回のうち14回に出席いたしました。金融機関における豊富な経験と会社経営者としての見識に基づき、適宜質問し意見を述べております。
社 外 監 査 役 員 中 森	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席し、また監査役会17回のうち16回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から適宜質問し意見を述べております。

(4) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する記載内容に対する意見

上記 (1) ～ (4) に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役及び社外監査役からの意見は特にありません。

V 会計監査人の状況

1. 名称 PwCあらた有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	48,930千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53,730千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、「常に革進することで、より多くの人々が心からの『安心』と『喜び』を得られる社会の仕組みを創る」ことを基本理念とし、また「利他主義」を社是として、社会、お客様、家族、仲間、などの全方位に向けて「みんなを幸せにしたい」という想いで事業に取り組んでおります。

この基本理念及び社是のもと、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制を整備・構築し運用していくことが経営の重要な責務であることを認識し、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に従い、下記の内部統制システム構築の基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を整備・構築いたします。

また、今後とも、内部統制システムの目的を果たすうえで必要な見直しを行い、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①定款その他社内規程等を定めることにより、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令、社会倫理規範等を遵守するための行動規範とし、法令、定款その他に違反する不正行為等を発見した場合の通報制度として経営管理担当本部及び外部第三者機関を窓口とした内部通報体制を整備する。また、コンプライアンスの所管部署である法務部門が、全社的な役職員教育を実施することにより、CSRの一環としてコンプライアンス体制の構築、維持、向上を図る。
- ②監査役会又は監査役を設置し、適切かつ十分な能力を有した監査役が、独立性を維持しつつ適宜監査を実施し、業務の適法性の検証や不正取引の発生防止等に努め、全社的な法令遵守体制の精度向上を図る。またそれらのモニタリング結果・改善点などを含む問題点や今後の課題を、随時、取締役会に報告する。なお、監査役から当社のコンプライアンス体制についての意見及び改善策の要求がなされた場合は、取締役及び執行役員が遅滞なく対応し改善を図ることとする。
- ③代表取締役直属の内部監査部門を設置し、適切かつ十分な能力を有した内部監査人が、監査役会・会計監査人と連携・協力して適宜業務プロセスの検証を行う。横断的かつ継続的な検証を行うことで全社的なリスク評価や不正取引の発生防止等に努め、業務の有効性や効率性に寄与することを目的とした内部監査を推進する。また随時、それらのモニタリング結果・改善点などを代表取締役や監査役に報告する。

- ④代表取締役は、監査役・内部監査部門からの経営・業務プロセス改善等の報告を該当部門にフィードバックすることによりコンプライアンス体制を向上・改善する義務がある。
- ⑤代表取締役は、定期的に内部統制状況を確認し、内部統制報告書の「代表者確認書」を作成する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び取締役会規程、稟議規程、文書管理規程等の各種社内規程、方針等に従い、文書(紙又は電磁的媒体)に記録し、かつ検索性の高い状態で適切に保管・管理する体制を整備し、取締役・監査役はこれらの文書を閲覧する権限を有するものとする。

(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを一元的に管理することで、当社グループ全体でのリスク管理体制を構築する。
- ②リスク管理委員会は、リスク管理体制整備の進捗状況や具体的個別事案を通じての体制のレビューを行い、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告する。
- ③監査役は、社内の重要な会議等に出席し、取締役の意思決定プロセス並びに業務執行状況を監査することによって、損失の危険がある事項と判断した場合には、取締役会においてその意見を報告するなど、適宜対処する。
- ④内部監査部門の監査により全社横断的なリスク状況の監視を行い、法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の重要度等について直ちに代表取締役及び担当部署に報告し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を構築する。又、各部署が損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査部門に報告する体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議すると共に、各取締役の業務執行を監督するほか、各種重要会議を設置し、取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行う。
- ②「執行役員制度」を導入し、経営と業務執行の分離を明確にした上、取締役の経営判断における健全性と効率性を高める。
- ③社内規程に基づく職務決裁権限により、適正かつ効率的に意思決定を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①関係会社管理については、社内規程等に基づき、子会社、関連会社における重要な決定事項を親会社の経営管理担当本部へ報告させることによりグループ会社経営の効率化を図る。経営管理担当本部は、経理、財務等の業務機能について、子会社、関連会社に対して必要な報告義務を指示する。その他、情報交換、人事交流等の連携体制の確立を図り、適切な経営を指導することにより、強固な企業集団全体の内部統制システムを構築する。
- ②監査役は子会社に対する監査を実施すると共に、被監査会社、代表取締役及び監査役会にその結果を報告し、グループ全体の内部統制の有効性と妥当性を検証する。
- ③代表取締役は、当社グループ各社の効率的な運営と、その監視監督体制の整備を行う。
- ④内部監査部門は、社内各部門へ専門的視点からリスク評価手法の指導、社員教育等の支援を行っていくことで、有効な内部統制を継続的に維持する。また、内部統制部門は、統制手続き構築支援を行う。
- ⑤事業年度毎に、連結に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書（内部統制報告書）を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出する。
- ⑥業務プロセスについては監査法人が定期的な監査を行い、内部統制報告書の監査証明を発行する。又、その改善指摘事項については、内部監査部門の監督の下、遅滞なく改善を行う。

(6) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく職務決裁権限により、適正かつ効率的に意思決定を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、当社は、監査役の業務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という）として適切な人材を配置する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役スタッフは、監査業務に関しては、監査役以外の指示、命令を受けないものとする。
- ②監査役スタッフの任命・解任、評価、人事異動等に関しては、事前に常勤監査役に報告し、監査役会の同意を得るものとする。

(9) 前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役スタッフに対し必要な調査、情報収集の権限を付与することにより監査役の指示の実効性を確保する。

(10) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会のほか重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、その都度必要に応じて取締役等から重要事項の報告を受ける権限を有するものとする。
- ②当社及び子会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、又は著しく不当な事実があることを発見した場合、速やかに監査役に報告する義務を有する。

(11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の取り組みを行う。

- ①監査役は取締役と相互の意思の疎通を図るため適宜会合を行う。
- ②監査役は、会計監査人・内部監査人と連携・協力して監査を実施する。
- ③代表取締役と監査役は、半期毎又は必要に応じ会合をもち意見交換を実施する。
- ④監査役と会計監査人は、四半期毎又は必要に応じ意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢・態度で臨み、一切の関係を持たないことを下記のとおり基本方針として定め、この方針に従った対応を徹底いたします。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ①当社は、反社会的勢力との取引を一切行いません。
- ②当社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。
- ③当社は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事上と刑事上の両面から法的対応を行うとともに、これらに対し、組織的に対応いたします。
- ④当社は、反社会的勢力との取引又は疑いのある取引が判明した場合、直ちに関係解除に向けた適切な措置を講じます。
- ⑤当社は、平素より警察、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連絡関係を構築するとともに、不当要求に対応する従業員の安全を確保いたします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

①反社会的勢力対応統括部署の設置

当社は、総務部門を反社会的勢力に対する対応統括部署とし、情報の一元管理・蓄積を行います。また、反社会的勢力の要求に対しては、社内関係部門と連携して、毅然とした姿勢で対応する体制を構築いたします。

②外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力に対する取り組みとして、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力に係る情報等の収集に努めるほか、所轄警察署、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部の専門機関と平素から緊密な連携を保ち、連携して事態に対処する体制を整備しております。

③社内研修活動の実施

当社は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターによる「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に規定する不当要求防止責任者講習の受講等をはじめ、従業員向けに実施されるコンプライアンス講習の中で、不当要求防止に関する講習を実施する等、従業員への周知活動を徹底しております。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務遂行に関する事項

取締役会規程をはじめとした社内規程等を定め、取締役が法令並びに定款に則して意思決定、行動をするよう徹底しております。当事業年度において取締役会を19回開催し、各議案についての適切な審議、業務執行の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、執行役員以上と監査役会議長で構成される経営会議は、当事業年度において51回開催し、業務執行の効率性を確保しております。

(2) 監査役の職務遂行に関する事項

当事業年度において監査役会を17回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。

監査役は取締役会への出席、及び常勤監査役による経営会議やその他の重要会議への出席を通じ、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的な情報交換を行うことで内部統制システム全般をモニタリングしております。

(3) コンプライアンス、リスク管理に関する事項

代表取締役は当事業年度においてリスク管理委員会を5回実施し、全社的なリスク管理を行い、状況に応じて適宜対処しております。

また、コンプライアンス教育の一環として担当部門より、子会社を含む役員及び社員向けに各種法務研修を実施しました。

(4) 反社会的勢力排除に向けた体制に関する事項

お取引先様に対して取引時の事前確認を実施するため、専門部署を設置するとともに、特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会等に参加し、定期的な情報収集を実施しました。

- (注) 1. 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2018年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産	
流動資産	12,900,226
現金及び現金同等物	7,571,312
売掛金及びその他の短期債権	4,577,193
その他の短期金融資産	230,000
その他の流動資産	521,720
非流動資産	16,281,738
有形固定資産	1,810,709
のれん	9,806,312
無形資産	2,018,313
持分法で会計処理されている投資	785,146
その他の長期金融資産	1,293,708
繰延税金資産	563,833
その他の非流動資産	3,714
資産合計	29,181,965

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債及び資本	
負債	
流動負債	6,181,394
買掛金及びその他の短期債務	2,791,544
リース債務	4,205
未払法人所得税	1,356,368
その他の流動負債	2,029,275
非流動負債	1,004,244
リース債務	80,600
引当金	533,662
繰延税金負債	364,316
その他の非流動負債	25,664
負債合計	7,185,638
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	21,881,301
資本金	3,999,578
資本剰余金	4,256,942
利益剰余金	14,394,920
自己株式	△8,694
その他の資本の構成要素	△761,446
非支配持分	115,025
資本合計	21,996,326
負債及び資本合計	29,181,965

連結損益計算書 (2017年10月1日から2018年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上収益	34,564,915
売上原価	3,879,270
売上総利益	30,685,645
販売費及び一般管理費	26,421,772
その他の収益	257,069
その他の費用	205,567
営業利益	4,315,374
金融収益	25,907
金融費用	19,806
持分法投資損益(損失は△)	△164,964
税引前当期利益	4,156,511
法人所得税費用	1,356,515
当期利益	2,799,995
以下に帰属する当期利益	
当期利益：親会社の所有者に帰属	2,859,671
当期利益：非支配持分に帰属	△59,675
合計	2,799,995

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2017年10月1日から2018年9月30日まで)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
2017年10月1日残高	3,999,578	4,336,231	11,632,596	△8,694	△732,517
当期利益	-	-	2,859,671	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	△28,928
当期包括利益合計	-	-	2,859,671	-	△28,928
剰余金の配当	-	-	△97,346	-	-
非支配持分株主との資本取引	-	△79,288	-	-	-
企業結合による増加	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	-	△79,288	△97,346	-	-
2018年9月30日残高	3,999,578	4,256,942	14,394,920	△8,694	△761,446

	親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
2017年10月1日残高	19,227,194	66,456	19,293,650
当期利益	2,859,671	△59,675	2,799,995
その他の包括利益	△28,928	1	△28,927
当期包括利益合計	2,830,742	△59,674	2,771,067
剰余金の配当	△97,346	△1,577	△98,924
非支配持分株主との資本取引	△79,288	81,820	2,532
企業結合による増加	-	28,000	28,000
所有者との取引額合計	△176,635	108,243	△68,391
2018年9月30日残高	21,881,301	115,025	21,996,326

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2018年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,280,301
現金及び預金	3,986,618
売掛金	2,315,479
貯蔵品	3,323
前払費用	209,430
繰延税金資産	299,229
未収入金	1,066,238
その他	405,760
貸倒引当金	△5,780
固定資産	18,579,720
有形固定資産	1,623,273
建物	1,336,717
工具器具備品	206,952
リース資産	74,515
その他	5,087
無形固定資産	1,148,829
商標権	10,654
ソフトウェア	1,001,842
ソフトウェア仮勘定	129,917
その他	6,415
投資その他の資産	15,807,618
投資有価証券	413,543
関係会社株式	2,901,803
その他の関係会社有価証券	11,632,453
敷金及び保証金	676,101
固定化営業債権	34,201
長期前払費用	3,232
繰延税金資産	174,539
貸倒引当金	△28,257
資産合計	26,860,022

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,323,050
買掛金	118,251
未払金	1,874,431
リース債務	4,205
未払費用	199,246
未払法人税等	1,114,485
未払消費税等	317,987
前受金	29,894
預り金	78,677
前受収益	298
賞与引当金	585,573
固定負債	627,291
リース債務	80,600
資産除去債務	521,026
その他	25,664
負債合計	4,950,342
純資産の部	
株主資本	21,908,560
資本金	3,999,578
資本剰余金	4,542,779
資本準備金	4,265,251
その他資本剰余金	277,527
利益剰余金	13,374,897
その他利益剰余金	13,374,897
繰越利益剰余金	13,374,897
自己株式	△8,694
評価・換算差額等	1,119
その他有価証券評価差額金	1,119
純資産合計	21,909,680
負債及び純資産合計	26,860,022

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2017年10月1日から2018年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	24,388,315
売上原価	935,614
売上総利益	23,452,701
販売費及び一般管理費	20,163,106
営業利益	3,289,594
営業外収益	334,869
受取利息	732
受取配当金	31,825
経営指導料	141,726
受取手数料	32,572
飲食事業収入	61,536
その他	66,477
営業外費用	195,544
支払利息	18,586
飲食事業費用	108,677
不動産賃貸費用	50,721
固定資産除却損	12,773
その他	4,785
経常利益	3,428,919
特別利益	487,257
関係会社株式売却益	94,999
抱合せ株式消滅差益	392,200
その他	57
特別損失	125,627
関係会社株式評価損	125,627
税引前当期純利益	3,790,549
法人税、住民税及び事業税	1,106,605
法人税等調整額	△45,518
当期純利益	2,729,463

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2017年10月1日から2018年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2017年10月1日残高	3,999,578	4,265,251	277,527	4,542,779	10,742,781	10,742,781	△8,694	19,276,444
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	△97,346	△97,346	－	△97,346
当期純利益	－	－	－	－	2,729,463	2,729,463	－	2,729,463
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	2,632,116	2,632,116	－	2,632,116
2018年9月30日残高	3,999,578	4,265,251	277,527	4,542,779	13,374,897	13,374,897	△8,694	21,908,560

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰上 損	延 ジ 益	
2017年10月1日残高	192	451	643	19,277,087
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△97,346
当期純利益	－	－	－	2,729,463
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	927	△451	475	475
事業年度中の変動額合計	927	△451	475	2,632,592
2018年9月30日残高	1,119	－	1,119	21,909,680

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年11月19日

株式会社L I F U L L
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義央 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 那須 伸裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社L I F U L Lの2017年10月1日から2018年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社L I F U L L及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年11月19日

株式会社LIFULL
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義央 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 那須 伸裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社LIFULLの2017年10月1日から2018年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年10月1日から2018年9月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月19日

株式会社L I F U L L 監査役会

監査役 穴 戸 潔 ㊟

監査役 松 嶋 英 機 ㊟

監査役 花 井 健 ㊟

監査役 中 森 真 紀 子 ㊟

(注) 監査役穴戸潔、監査役松嶋英機、監査役花井健及び監査役中森真紀子の各氏は会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であり、監査役穴戸潔は常勤監査役であります。

以 上

以 上

メ モ

メ モ

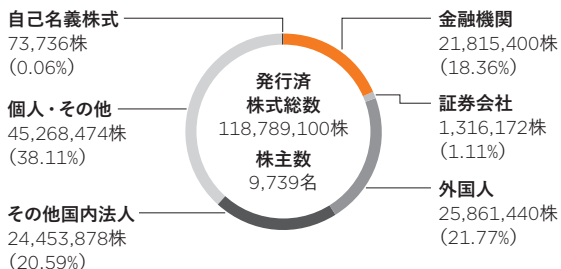
メ モ

Information

会社概要 (2018年9月30日現在)

商号	株式会社LIFULL(LIFULL Co., Ltd.) (旧商号 株式会社ネクスト)
ウェブサイト	https://LIFULL.com
本社	〒102-0083 東京都千代田区麹町一丁目4番地4
資本金	3,999百万円
設立	1997(平成9)年3月
従業員数	1,274名 / 前期比67名増 (グループ連結、派遣・アルバイト社員含む)
事業内容	不動産情報 サービス事業、その他事業
支店・営業所	札幌・名古屋・大阪・福岡・沖縄
主な連結子会社	Trovit Search, S.L. 株式会社LIFULL Marketing Partners

株式情報 (2018年9月30日現在)



株主様からのご意見

第23期 株主アンケートにご協力いただきありがとうございました。

Q. 海外に向けた取組みをもっと強化してほしい

A. 現在オーストラリア証券取引所上場のMitula Group Limitedの会社化を進めております。詳細につきましては、TDnetおよび当社ウェブサイトにて適時開示いたしますのでご確認ください。

Q. 配当を上げてほしい

A. 株主の皆さまへの積極的な利益還元姿勢をより明確にするため、当期より配当性向を親会社の所有者に帰属する当期利益の20%から25%へ5%引き上げることいたしました。

取締役及び監査役 (2018年9月30日現在)

代表取締役社長	井上 高志	常勤社外監査役	穴戸 潔
取締役執行役員	山田 貴士	社外監査役	松嶋 英樹
取締役執行役員	久松 洋祐	社外監査役	花井 健
社外取締役	高橋 理人	社外監査役	中森 真紀子
社外取締役	森川 亮		
社外取締役	山田 善久		

株主メモ

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日
定時株主総会	毎年12月
期末配当金受領株主確定日	9月30日
株主名簿管理人・特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部 (証券コード:2120)
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告により行います。
公告掲載アドレス	https://LIFULL.com
ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。	

株式・配当についての お問い合わせ

上記の株主名簿管理人にお問い合わせください。
なお、証券会社をご利用の株主様は、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

Q. 空き家問題を頑張ってほしい

A. 福井県鯖江市、宮城県日南市、岩手県釜石市、岡山県総社市と空き家の利活用を通じた地域活性化連携協定を結び、遊休不動産の利活用、それらを推進する人材のマッチング、育成などに取り組んでおります。第一弾として、2018年10月に総社市に空き家を活用したサテライトオフィスを開設しております。

Q. 地方での活動を行って社名を周知させてほしい

A. 当期は、東京のほか、群馬、札幌、仙台、名古屋、岐阜、京都、神戸、岡山、福岡、熊本にて個人投資家向け説明会を開催いたしました。

2017年10月～12月

- 10月：鯖江市、鯖江商工会議所、LIFULL、楽天LIFULL STAYの4者で「空き家の利活用を通じた地域活性化連携協定」を締結
- 12月：『LIFULL HOME'S』のAndroidアプリGoogle Play ベストオブ2017に選定
- 12月：釜石市、LIFULL、楽天LIFULL STAYの3者で「空き家の利活用を通じた地域活性化連携協定」を締結



2018年1月～3月

- 1月：期間限定で「ホームズくんカフェ」オープン
- 3月：日南市、総社市と「空き家の利活用を通じた地域活性化連携協定」を締結
- 3月：「ベストモチベーションカンパニーアワード2018」で第4位を獲得
- 3月：ブロックチェーン技術を活用した不動産投資のプラットフォームを運営するBitOfProperty PTE. LTD. へ出資

2018年4月～6月

- 4月：LIFULL 地方創生 Challengers フォーラム開催
- 5月：「攻めのIT経営銘柄 2018」に2年連続選定
- 5月：オーストラリア証券取引所上場のMitula Group limitedの子会社化に向け合意
- 6月：不動産情報の共有におけるブロックチェーン技術を活用したプラットフォームの商用化に向けた共同検討を開始



2018年7月～9月

- 7月：長友佑都氏がLIFULLアンバサダー 兼 グローバル本部長に就任
- 7月：複数企業間データ活用のための研究会「セブン&アイ・データラボ」に参加
- 9月：「空き家・空き地等の利活用に関するモデル事業」鯖江市にてワークショップを開催



定時株主総会会場ご案内図

会場

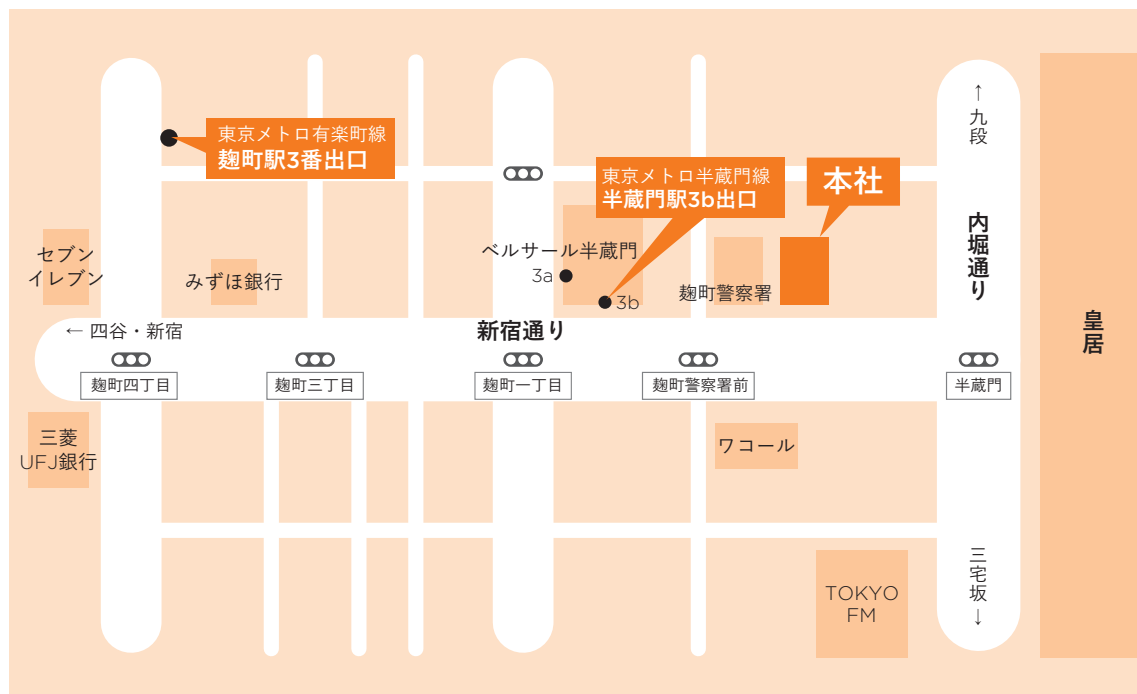
本社ビル 8階 会議室

東京都千代田区麹町一丁目4番地4 TEL (03) 6774-1600

交通

地下鉄半蔵門線 半蔵門駅3b出口より徒歩2分

地下鉄有楽町線 麹町駅3番出口より徒歩6分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。